

学校法人宝珠学園 宝珠学園幼稚園の園児通園バスは、下記の利用規定によって運営されます。

「宝珠学園幼稚園通園バス利用規定」

(利用者の範囲)

1. 本園の通園バスを利用できる者は、本園に在籍する園児で、本園が通園距離その他の事情により、利用することが適当と認めた場合とする。

(維持会費)

2. 通園バスの維持管理費の一部を充当するため、利用者は定められた維持会費を負担する。維持会費は、園の臨時休園や休園・欠席等による利用回数に関係なく年額とし、適宜分割納入する。

維持会費 42,000円 (月額 3,500円/片道 2,000円)

(利用者の安全管理)

3. 利用者(園児)は、園の定めた停留所において、バス添乗職員と保護者の間において確実に引き継ぐものとする。以後は引き継ぎを受けた者が、その安全管理の責を負うものとする。

(利用者の事故)

4. 利用者が、バスの送迎中に死亡・傷害等の損害を受けた場合は、本園が加入する自動車保険を適用して、その賠償の責を負う。賠償限度を超える場合は、保護者と幼稚園との話し合いの上、処理するものとする。ただし、天災・戦争・暴動・そうじょうなど不可抗力による場合は、自動車保険における免責規定と同様に免責されるものとする。

(利用者の乗降場所)

5. 利用者が乗降する通園バス停留所は、本園が指定した場所に限定する。止むを得ず変更する場合も、利用者の安全確保と、本園以外の私立幼稚園の所在地よりおおむね 500m 以上の距離を保ち、私立幼稚園の適正配置に対する配慮を行うものとする。

宝珠学園幼稚園
園長 新丸和也

-----きりとり線-----

宝珠学園幼稚園園長殿

令和 年 月 日

通園バス利用申込書

通園バス利用規定を承諾し申し込みます。(往復・朝のみ・帰りのみ)

住 所 _____

園 児 名 _____

保護者名 _____

Ⓜ